

岩手県告示第 689 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 18 年 6 月 2 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東和薄衣線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
東磐井郡藤沢町黄海字下河原 146 番 4 地先から字本沢 127 番 11 地先まで	新	A m 43.4~3.0	m 1,130.0
		B 52.6~9.0	1,006.0
	旧	A 43.4~3.0	1,130.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター
 - (2) 期間 平成 18 年 6 月 2 日から同年 7 月 2 日まで